

大分県障がい者水泳連盟

水泳教室会員規約

• 第1条(運営)

- 本教室の運営・管理は大分県障がい者水泳連盟(以下「OPaSF」という)があたります。

• 第2条(目的)

- 教室は、水泳を通じて親子・友人・指導員・支援員とのコミュニケーションを図り、社会参加への第一歩とする。また、障がい者スポーツの普及活動を中心に地域社会に於ける健康で明るい余暇づくりの寄与することを目的とします。

• 第3条(会員制度)

- 教室は、会員制度(別に定める登録区分と年会費制)を設けます。
- (2)OPaSFの教室会員(以下「スクール会員」という。)は、次の各号のいずれかに該当しない方とします。
 - (一)医師の診断により運動に適した健康状態にない方
 - (二)OPaSFが会員として、ふさわしくないと判断した方

• 第4条(入会の手続き)

- 本教室に入会する時は所定の手続きを行い、必要な料金を支払わなければなりません。(入会金はありません)

• 第5条(利用区分)

- 本教室は別に定めるところにより、利用できる時間及び施設を限定した会員の種別を設けることができます。

• 第6条(退会)

- スクール会員は退会する場合、所定の退会届を提出しなければなりません。
但し、利用の有無にかかわらず未払いの料金がある場合は、完納しなければなりません。
- (2)スクール会員が会費等の支払いを滞納し、請求があっても完納しない場合、その会員は退会したものとします。
但し、未払いの料金がある場合は利用に関係なく完納しなければなりません。

• 第7条(規則の遵守および責任)

- スクール会員は本規則・各施設の利用規約および注意事項を守らなければなりません。
- (2)本教室内で発生した盗難や、その他の事故についてOPaSFは一切の責任を負わないものとします。
また、スクール会員は事故の責任に帰すべき原因により本教室または第三者に障がいを与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
但し、本教室に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。
- (3)本教室は、スクール会員本人と担当指導者は、(公財)スポーツ安全協会に毎年度加入しております。介助者等は含まれておりませんので、希望する方は別途事務局へ問い合わせ、実費額を納入すれば加入いたします。
- (4)本教室は、安全性と、コミュニケーションの場と、スイミング技術の向上を最大限確保するため、保護者等の介助または支援者の同伴で参加とします。

- **第8条(未成年者等の取り扱い)**
 - 未成年者や障がい者がスクール会員になろうとするときは、原則として本人の扶養義務者または成年後見人が連署したうえ申し込むものとします。
- **第9条(資格の貸与、譲渡の禁止)**
 - 本教室の会員資格は、これをほかに貸与・譲渡することはできません。
- **第10条(会員資格の一時停止・除名)**
 - 本教室はスクール会員が次の各号のひとつに該当すると認められた場合は、そのスクール会員資格の一時停止または除名を行なうことができます。
 - (一)第7条第1項に違反したとき
 - (二)本教室の秩序を乱し、または本教室の名誉・品位を著しく傷つけたとき
 - (三)本教室に関わる施設・計器を故意または重過失により破損したとき
- **第11条(施設閉鎖・変更)**
 - 本教室は、次の場合施設(教室)の全部または一部を閉鎖することができます。
 - (一)気象、災害その他の理由により、運営が不可能と認められる場合
 - (二)使用する施設の改善または補修のとき
 - (三)地方公共団体もしくはこれに類する諸活動を行なうとき
 - (四)本教室が企画し実施する諸活動を行なうとき
 - (五)運営上重大な理由があるとき
- **第12条(スクール会員資格の喪失)**
 - 次の各号のひとつにあたる場合、スクール会員はその資格を喪失するものとします。
 - (一)死亡 (二)退会 (三)除名
- **第13条(料金の変更)**
 - 経済変動や施設利用料等の変更を伴い、各種会費やキャップ代等を変更することがあります。
- **第14条(練習日)**
 - 練習予定は、4月～3月の年間予定表を更新時または入会時にお渡しします。都合上、変更が生じる場合は、その都度連絡いたします。
 - (2)練習をお休みした場合、欠席処理として、振替利用や、会費の返金等はありません。
- **第15条(個人情報取り扱いについて)**
 - 本教室に入会するにあたって知り得た情報は、本教室に関わる名簿や保険および大会出場者に限っては、その出場の目的を果たす手続きに関わることにしか利用しない。
 - (2)本教室が、教室運営の為に知り得た情報を、いかなる理由があっても外部へ漏らしてはならない。
 - (3)本教室のスクール会員が教室に通う際に知り得た他の会員の個人情報についてもいかなる理由があっても漏らしてはならない。
- **第16条(その他)**
 - 本規約第6条(退会)に関わる届出は、事務局までご連絡をお願いします。
 - (2)プール内での**撮影(写真・ビデオ等)は禁止**とします。
 - (3)年会費の分割払いについては、原則ゆうちょ銀行へお振り込みでお支払いをお願いします。
 - (4)スクール会員は、大分県内の障がい児(者)を中心とするが、OPaSF規約第3条および本規約第2条の目的を達成するために、スクール会員の親族等の入会できるものとする。
 - (5)スクール会員は、施設管理者等へOPaSFの会員であることを示すため、指定されたスイミングキャップを着用すること。

- **第17条(規約の改定)**

- 本規約は、必要に応じて改正されることがあります。

平成27年4月1日 制定
令和 5年4月1日 改正
大分県障がい者水泳連盟